

○上村悦男議員 おはようございます。通告に基づき、質問をさせていただきます。

まず、市長が令和5年度施政方針の冒頭と結びで使われた「市民が真ん中」の理念についてお伺いいたします。

徳永市政も3年目を迎えました。この2年間、市長は多くの場で市民が真ん中というキャッチコピーを使い、今治市の方針や施策等について話されたり、市民が真ん中課、市民が真ん中懇談会、市民が真ん中相談センターなど、施設や会の名称にも使用したりしてきた結果、市民が真ん中という言葉そのものは市民に浸透してきました。市役所のホームページから「真ん中」という言葉で検索をかけると、市民が真ん中のほかに、子供が真ん中、Bariが真ん中、にゃんこも真ん中など、様々な対象を真ん中に置いた施策やイベントの名称が次々と出てきます。これは、市長が市民が真ん中の理念の下、懇談会や意見交換会などを進んで実施し、世代や地域を超え、多くの市民の声を聞き取ったり、今治市政広報番組「i. i. imabari! 瀬戸内の新しい風」や、今治市公式LINEアカウントで今治市の取組や生活に役立つ情報などを積極的に広報をしたりしてきた結果だと思えます。

しかし、徳永市政が考える市民が真ん中の理念は、市長が前面に出て広く市民に知らせ、広く聞くといった広報広聴のイメージが強く、市民全体の利益等を考えた施策をじっくりと考え、議会に十分に説明した上で計画的に実行に移すといった点についてはやや弱いように感じます。

例えば、伯方町木浦地区には伯方開発総合センターと伯方体育センターがあるにもかかわらず、令和5年度当初予算には、伯方支所跡地活用事業として、伯方町木浦地区に新しい体育館と公民館を整備する予算が計上されています。この事業は、民間が主体となって、商業・サービス機能、滞在・宿泊機能、健康増進機能などを備えたにぎわいの拠点を整備したいという令和4年に出された伯方地区自治会からの要望を受けての事業だと思えます。しかし、他地域では、今治市公共施設等総合管理計画に従って、公共施設の廃止等を計画に基づき、着実に進めているわけですから、木浦地区から公民館がなくなることに對する住民の不安の声が多いからといって新しい公民館を整備するのではなく、コーポの低層階に公民館を併設している美須賀コミュニティプラザのように、民間が木浦地区に整備する宿泊施設に公民館を併設するなど、他地域の住民も納得できる方策を考えることが、伯方開発総合センター及び伯方公民館は集約化・複合化するといった今治市公共施設個別施設計画に沿った事業の在り方だと思えます。

また、市長はマニフェストに、「ハコ物」や大規模事業を決める前に市民の意見を聴くことを義務づける市民参画条例（仮称）の制定を掲げておられました。このマニフェストを実現するため、令和3年9月に市民参画に関するアンケートを実施した上、同年11月に市民が真ん中検討委員会を立ち上げ、市民参画の制度づくりについて審議を進めているところです。私もこの委員会を何度か傍聴させていただきましたが、愛媛大学社会連携推進機構教授、前田委員長をはじめとする10名の委員の方々は、市民、今治市の機関、市民参画の対象、市民参画の手段等について、行政、議会との関係性等にも配慮しながら、行政主体ではなく、市民が中心にな

って積極的に話し合いをされておりました。市長には、市民が真ん中の理念の下、本委員会が策定する指針に沿って市民と今治市の合意形成を図り、事業計画や政策等を議会に提案していただきたいと思います。

なお、市民が真ん中検討委員会では、市民とは、年齢、性別、国籍、その他の属性に関係なく、今治市に住民登録、または居住や登記等の実態があるか、今治市内に通勤・通学する者であって、今治市をよくするために、自らの意思で今治市政に参画する意思のある個人または企業・団体等と定義されています。決して一部の市民、一部の団体のみを指すものではありません。

そこで、お伺いいたします。

1 番目、市民が真ん中検討委員会は、今までに10回開催され、予定されていた協議もほぼ終わりに近づいたと思いますが、今まで行われた協議の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

2 番目。また、市民が真ん中検討委員会でも、市民が真ん中という言葉は抽象的で分かりにくいので、市民参画という言葉で協議が進められておりました。私は、市民が真ん中とは、市長が今まで積極的に行ってきた広報広聴だけでなく、市民全体の安全・安心が確保できるか、市民全体の公益性に寄与できる事業かなどの市長が市民のための施策を行う上での判断基準の一つが市民が真ん中の理念と理解していますが、市長が考える「市民が真ん中」の理念とは一体どのようなものなのか、2年間の実績を基にお聞かせください。

次に、昨日の谷口議員の子育てについての質問と重なりますが、私の考えも入れながら、改めて、今治版ネウボラ中核施設についてお伺いいたします。

市長は、令和3年9月定例会における木村議員の質問に対し、人口減少に歯止めをかけ、一人一人が輝く今治市を創出することも大変重要な課題であるので、今治版ネウボラの創設など、子育て支援のさらなる充実を図り、子育てをするなら今治市と言っていただけるような魅力的な政策を積極的に打ち出していくと述べられました。その政策の一つがネウボラ中核施設の整備で、現在、今治市子ども・子育て会議において、施設や場所などについて議論を進めるとともに、令和5年度当初予算においては、今治版ネウボラ拠点整備として、基本計画の策定、遊び場サテライト公園整備等が予定されております。

昨年11月に教育厚生委員会で東京都渋谷区にある子育てネウボラ拠点施設を視察してきましたが、家族で過ごせる子育て支援のフロア、健診・保健相談を行う健診・保健のフロア、専門職による子育ての相談や発達の相談、教育の相談を行う専門相談のフロアを一体化した開放的で親しみのある、地域に開かれた、近代的で清潔感にあふれる美しい施設でした。私が視察して最も印象に残ったことは、施設はもちろんですが、施設にある中央保健相談所、教育センター、子ども発達相談センター、子ども家庭支援センターの職員がネウボラ研修会を定期的に実施することにより、相談者の子育てに関する悩みなどの情報についてしっかり共有化し、個々

に応じた指導対応を適切に行っているということです。また、質問で、今後、ネウボラ施設に必要な機能は何かと尋ねたところ、担当の方が「趣味などを楽しめる小中学生のための居場所」と言われたのが強く印象に残りました。

渋谷区のネウボラ施設は、ビルとビルの中の狭い土地を有効活用し、8階建てのビル内に、木材を使って、子供も親もくつろげる癒やしの空間をつくっていましたが、もし今治市がネウボラ中核施設を造るのであれば、児童館を含む子育てに関する様々な施設を統合した、今治市の豊かな自然を生かした特色のある施設を整備していただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。既にプロジェクトチーム等でその具体については議論を進められてきたと思いますが、どのようなネウボラ中核施設を整備していこうと考えられているのか、分かる範囲でその具体をお聞かせください。

最後に、今治市の教育についてお伺いいたします。

田坂前教育長は、子供たち一人一人の可能性を最大限に引き出すことができる学びの環境を子供が真ん中の視点で整えてあげたいという市長の決意を受け、全児童生徒へのタブレットの導入、普通教室への大型提示装置及び空調機器の設置、生活支援員等の増員など、生きる力を育むといった新学習指導要領の趣旨が実現できる教育環境の充実に強い信念を持って取り組まれました。また、令和3年10月に策定された今治市教育大綱に基づき、日本一おいしい学校給食やふるさとキャリア教育の充実など、郷土愛を育む教育の実現にも尽力されました。

田坂前教育長は、3年間の在任期間で、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”」を基本理念とする今治市教育の礎を築いたと言っても過言ではありません。しかし、前教育長が在任した3年間は、新型コロナウイルス感染症、新学習指導要領の全面実施など、変化の激しい時代の中、スピード感を持った対応が常に求められ、大変苦慮されたと思います。また、運動部、文化部の地域移行など、教育委員会だけでなく、市長部局、関係機関等との連携を密にして対応しなければならない諸課題も多くなり、今も十分な解決ができないまま積み残されていることも事実です。

例えば、過労死ラインを大きく上回り、危険な状態が常態化している教師の働き方改革、急速に進む少子化に対応するための小中一貫校を含めた学校の在り方の検討、年々増え続ける不登校児童生徒への対応としての家庭・学校・行政等をつなぐネットワークづくり、障害のある児童生徒への誰一人取り残さない進路指導の実現、中学3年生で所持率が約8割になっているSNSの使い方など、情報リテラシーの育成などです。今治市の場合は、これに加え、昨年3月定例会で指摘させていただいたとおり、全国学力・学習状況調査の結果を見ると、中学校数学を除き、他は全国の平均正答率を下回り、学力が小中学校とも下降傾向にあることを考えれば、学力向上に向けて計画的に取り組み、授業や学級経営の質を確実に向上させ、我が国トップレベルの教育が今治市内の全ての学校で展開できるようにしなければなりません。

私は、これらの課題を効率的、また効果的に解決していくためには、今治市教育の強みと弱

みを改めて整理し直した上で、学識経験者等の意見を聴きながら独自の政策を打ち出し、優先順位を決めて計画的に取り組んでいくことが大切だと思います。

そこでお伺いいたします。

1 番目。新教育長は、学校現場の経験に加え、教育行政の立場からも今治市教育に関わってきた豊かな経歴を持たれていますが、現在の今治市が抱える教育の重要課題は何と考えられ、その問題解決にどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

また、2 番目、教育施策を成果のあるものにするためには、教育委員会と学校がしっかりと共通理解を図り、今治市内の学校全てで共通実践を重ね、いわゆるチーム今治で取り組んでいくことが重要です。新教育長は、愛媛県小中学校長会副会長もされ、行政と良好な関係を確立してきた経験があると思いますが、今治市小中学校長会とはどのようにして良好な関係を構築していこうと考えておられるのかお聞かせください。

以上です。

○木村文広議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 上村議員御質問のうち、2 番目、市長が考える「市民が真ん中」の理念についてお答えさせていただきます。

私は、市民が真ん中の理念の根幹をなすものは、傾聴と市民参画、この2つの要素であると考えております。傾聴とは、市長として市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、その思いをできるだけくみ上げ、それを着実に実行に移すことです。一方、市民参画とは、多くの市民の皆様が市政に対して関心を持っていただき、市政運営を自分事として捉え、自らが率先して行動に移していただき、その結果を踏まえて次なるステージに進んでいくことではないかと考えております。市政運営には、こうした傾聴と市民参画が車の両輪として機能することが何より重要であり、そのことが市民が真ん中のあるべき姿であると考えます。

具体的な事例を挙げさせていただきます。

昨年11月から月2回開催され、毎回1万人を超える大勢の方々でにぎわっているせとうちみなとマルシェ。これは、「今治港が寂れてしまっている。かつてのにぎわいを取り戻すことはできないか」という声をお聞きし、私がmanifestoに今治マルシェの開催を打ち出したことから始まります。その後、今治市の事業として実施すべく計画を練っていたところ、この構想に御賛同いただいた公益社団法人今治地方観光協会など、地元の業界団体の皆さんが中心となり、この構想をまさに自分事として実現にまでこぎ着けていただきました。

また、マルシェ運営には毎回朝早くから100名近い市民ボランティアの皆さんに御参加いただいておりますが、皆さん口々に、「今治市が元気になる手伝いできてうれしい」「毎回これだけ多くのお客さんが集まるマルシェは全国的にも珍しい」「今治市の新しい宝ができた」と言っているようでございます。まさに、傾聴からスタートしたことが、市民参画によって1つの大きな成果につながっていく事例だと思います。

上村議員におかれましても、ぜひ自分事としてせとうちみなとマルシェにも御参加いただければ幸いに存じますし、市民の市民による市民のための市政の実現、それこそが、私が意図する市民が真ん中でございます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させることといたします。

○鳥生敬二市民環境部長 上村議員御質問の「市民が真ん中」の理念についての1番目、市民が真ん中検討委員会の進捗状況と今後の予定についてに関しまして、お答えさせていただきます。

市民が真ん中検討委員会は、政策等の形成過程において、市民の声を行政に反映させ、市民と行政が一緒になって地域課題の解決を進めるための調査、審議等を行うことを目的として設置している機関で、市民参画の具体的な方法などについて定める市民参画の指針について検討しており、令和3年11月1日に第1回目を開催し、令和5年2月21日までに10回開催しております。

協議の進捗状況といたしましては、指針に盛り込む項目として、市民の役割、市の機関の役割・責務、市民参画の対象となる行政活動の種類や範囲、市民参画の手段などについて議論を重ねているところでございます。あと数回の検討委員会の開催により、市民参画の指針案の策定が完了し、その後、パブリックコメントを経て、夏頃には指針の制定となる見込みでございます。

指針制定後は、大規模な施設の建設や重要な計画の策定などの際には、この指針に沿って市民の皆様への御意見を伺い、各事業に市民の声を反映させるよう取り組んでまいります。また、年度ごとに各部署が実施した対象事業について、市民が真ん中検討委員会において、市民参画への取組状況の評価検証をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷部孝一子ども未来部長 上村議員御質問の今治版ネウボラ中核施設の具体について答弁させていただきます。

ネウボラ中核施設の整備の方向性については、子育て世代や中高生の皆さんからの御意見を丁寧にお伺いしながら、附属機関である今治市子ども・子育て会議において検討を重ねていただいているところでございます。また、お話にもありました渋谷区のネウボラ拠点施設、c o しぶやについては、我々も視察をさせていただき、ハード・ソフト両面で大いに参考にさせていただいているところでございます。

施設に備えるべき具体的な機能といたしましては、昨日、谷口議員の御質問に対する市長答弁にもありまして、子育て世代活動支援センター機能、保健センター機能、児童センター機能、さらには地域交流センター機能の4つを備える方向で検討が進められておりまして、今月末に答申いただく基本構想案において、施設の基本理念や基本方針、備えるべき機能の方向性などの全体像が見えてくるのではないかと考えています。

なお、より具体的な機能や規模につきましては、令和5年度に予定しております基本計画の策定作業の中で課題や条件を整理した上で精査していくこととなります。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 上村議員御質問の今治市の教育についての1番目、今治市が抱える教育課題とその対応について、私からお答えいたします。

近年、全国的に言われておりますように、本市においても、学力の向上、いじめ、不登校等、問題行動への対応、一人一人のニーズに応える支援など、複雑で多様な教育課題が山積しております。このような状況下において、変化の激しいこれからの社会を子供たちが生き抜くためには、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心と体といった知・徳・体をバランスよく育んでいくことが大切であると考えております。

現在の今治市教育大綱を策定する際には、私も当時、学校長の立場から意見を述べさせていただきました。今治市の教育に関し、学校現場の思いを反映した教育大綱が策定されたものと考えております。

これまでは、私も学校の長として、この教育大綱の5つの重点方針に基づき、学校運営に努めてまいりました。教育長の立場となった今、私は、誰一人取り残すことのない学びの実現を最重要課題と捉え、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”」の実現のために、強い信念を持って取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2番目、今治市小中学校長会との良好な関係の構築についてでございます。

各校の校長と教育委員会との良好な関係は、未来を担う子供たちの健やかな成長を支えていく上で大変重要なことと捉えております。私は、この2年間、愛媛県小中学校長会で副会長として、愛媛県内各市町校長会の理事と緊密な連携を保ち、効果的な学校経営や教育上の課題について研究を進めてまいりました。同時に、今治市小中学校長会の顧問として、各学校と横の連携も密にして、本市教育の向上発展に尽力してまいりました。

例えば、コロナ禍における運動会や修学旅行も、各校長の思いを教育委員会と共有し、相談しながら実施してまいりました。また、ふるさとキャリア教育や日本一おいしい給食プロジェクトの取組に対して、今治市小中学校長会から率直な意見を伝えてきましたし、教育委員会からも、今治市小中学校長会に対し、協力を依頼されることもございました。

私としましては、教育委員会と今治市小中学校長会とは互いに、今治市の子供たちのためという共通の思いの下、同じ方向を向き、進んでいくべきものと考えております。これまで培ってきた今治市教育委員会と今治市小中学校長会との良好な関係を継続し、各学校の校長が教職員とともに信頼される学校づくりに取り組めるよう支援してまいります。

以上でございます。

○木村文広議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○木村文広議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 通告にありました、市長が考える「市民が真ん中」の理念について、再質問をいたします。

先ほど市長から、市民が真ん中とは、例としてせとうちみなとマルシェの例を挙げられながら、傾聴と市民参画であるという御説明がありました。私の質問は、2年間の実績を基に、市民が真ん中の理念をお尋ねするものでしたが、市民が真ん中の理念が市民や市役所職員等に十分に理解できるのかという答弁は、残念ながら市長からはありませんでした。

私は、市長が掲げるマニフェストを達成していくためには、市民が真ん中の理念を市民や市役所職員と共有することがまずは大切だと思いますが、先ほど市長が御説明された傾聴と市民参画が市民が真ん中という理念を、実績として、市民や市役所職員等がどの程度理解できているのかお伺いいたします。

○徳永繁樹市長 通告をいただいております御質問は、市長が考える市民が真ん中の理念とはどのようなものか、2年間の実績を基にお聞かせをくださいということでした。私が考える市民が真ん中の根幹をなすもの、それは傾聴、そして市民参画と申し上げました。そして、その実績として、多くの皆さんが共鳴いただいて、せとうちみなとマルシェの開催にこぎ着けたというシンボリックなことを引用させていただきました。市民の皆さんの中にも、そして市役所の職員の中にも、私の思いというものは既に浸透しつつあると思っております。ただし、変化の激しい時代でございます。様々な変容も起こってまいります。しっかりと傾聴をしながら、その変容を受け止めて着実に実施していくこと、不断の努力をしてまいらなければならないという認識でございます。

以上でございます。

○木村文広議長 再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○木村文広議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 浸透しつつあるという御答弁をいただいたわけなんですけど、今回、陳情として2件、こども未来応援金事業についての陳情がございました。マイナンバーカード取得を条件としたサービスということに対する市民の陳情であるわけなんですけど、やはりこういったものがきちんと市民に対して説明責任ができていれば、このような陳情は、私は出てこなかったのではないかと思います。市民が真ん中の理念というものについては、今日、本当に初めて市長のほうから傾聴と市民参画というお話があったわけですので、変化の激しい時代の中ではありますけれども、ぜひしっかりと市役所職員、そして市民にも伝えていただければと思います。

続いて、2番目に私が質問させていただきました今治版ネウボラ中核施設の具体について再

質問いたします。

質問は、ネウボラ中核施設の具体をお聞きするものでしたが、昨日の谷口議員の質問に対する答弁にあった4つの機能については答弁がありました。施設の統合については触れられておりませんでした。昨日の答弁では、今治版ネウボラ中核施設を子供支援施設と一体的に複合施設として整備すること、今治市中央公民館と一体的に整備することは一考の価値ありとの答弁がありました。私は以前から、公共施設の建設に当たっては、統廃合をセットで議論することが大切であると申ししてきましたが、今治版ネウボラ中核施設を整備するに当たって、現在あるどの公共施設を統廃合し、複合施設として整備するのか、通告にありましたネウボラ中核施設の具体として、分かる範囲でお答えください。

○長谷部孝一子ども未来部長 お答えいたします。

施設の集約、統合につきましては、1つの建物に子育て関連施設を集約することによりまして、各家庭の悩みをタイムリーに共有することができます。個々のケースに応じて、母子保健と児童福祉の一体的なきめ細かい対応が可能になると考えてございます。まだ構想段階でございますので、来年度の基本計画におきまして具体的な課題や条件を整理し、機能や規模につきましては、今後精査させていただきたいと思っております。

以上です。

○木村文広議長 再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○木村文広議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 まだ具体的ではないというお話だったと思うんですが、私の質問の中には児童館なども考えられるのではないかとということをお話をさせていただきました。ぜひ、新しいものを建てるときには、ビルドが先ではなくて、スクラップの部分をぜひ大切にしていいただきたらと思います。

まとめに入らせていただきますが、市民が真ん中の理念については、言葉ありきではなく、真に市民から信頼される市政にすることが最も大切だと思います。そのためには、多くの市民の声を聞きながら、スピード感を持って事業を推し進めることももちろん大切ですが、時には総合的な判断により、水道料金の値上げなど、必ずしも市民の期待や希望に沿えないときや、市民に我慢を強いらなければならないときもあるわけですから、そのようなときにこそ市長が前に出て、市民に対し、しっかりと説明責任を果たすことも市民が真ん中の理念の一つだと私は考えます。

今でも鮮明に覚えています。2021年4月に松山市の公道での聖火リレーが中止となり、全国で初めて聖火ランナーが走らない式典のみの開催となったとき、当時、愛媛県実行委員会会長を務められていた中村県知事は、走ることを楽しみにした皆さんにその機会を与えることができずすみません。何とか開催できないか、ぎりぎりまで悩みました。しかし、人の命を守る

ことが最大の使命ということで中止を決断させていただいたと、声を詰まらせ、涙を流しながら話されました。御本人は、翌日の記者会見で、ぶざまな姿をさらしてしまったと苦笑いされておりましたが、私は、この中村知事の姿勢こそが、まさに愛媛県民をど真ん中に置いた判断で、リーダーとしてふさわしいものだったと思います。

2021年11月に遷化された瀬戸内寂聴さんの言葉に、「時代とともに、世間の風俗、風習は変化し、それにつれて人々の思想も道徳も法律も変わっていきます。革新してよくなる場合もあれば、改悪して後退するときもあるのです」という言葉があります。施政方針の結びに市長は、市民の皆様は、真に役立つ施策を力強く推進することが大切だと述べられておりました。施策の一つ一つが真に役立つものかどうか、しっかり吟味し、市民が真ん中の理念の下、やるときには力強く、やめるときには潔くを念頭に市政を進めるとともに、市民や議会に対し説明責任を果たしながら、市民から信頼される市政を今治市職員と一緒に構築していただければと思います。

今治市の教育については、小澤教育長から大変真摯な答弁をいただきました。質問の中でも触れられましたが、田坂前教育長が、今治市教育大綱にある我が国トップクラスの教育都市を目指すために必要な条件は整えられたと思います。これからは、小澤新教育長のリーダーシップの下、今治市小中学校長会とも連携を密にしながら、そこに魂を吹き込み、児童生徒、保護者、そして教職員が今治市の教育を誇れるよう、結果として実感できるものにならなければなりません。誰をも心から思う優しさ、何事も自分のものにしようとし、考えて聞く力、一度決めたことは実行に移す強い意志など、豊かな人間性とすばらしい英知を持った小澤新教育長の活躍に、私はもちろん、学校現場も大いに期待しております。

以上で私の質問を終わります。

○達川雄一郎議員 発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質疑及び一般質問をさせていただきます。

まず、歳出10款1項3目登校推進事業費、2項1目施設管理費、3項1目施設管理費のうち、不登校対策についてお伺いいたします。

12月議会での再質問においても少し触れさせていただきましたが、現在では小中学校の普通教室にエアコンが設置され、また今議会では特別教室にも同様に設置される旨の予算案が提出されております。様々な要因で学校に登校することができない児童生徒が学校へ行ってみようかなと登校した際に、他の子供たちと同じ環境で安心して学習ができるスペースや環境を確保することは急務であると考えます。

そこで1点目、今議会に提出されております不登校対策について、その事業の概要についてお伺いいたします。

また、2点目、今回の対応で、今治市内26の小学校と15の中学校、不登校児童生徒を支援するための教室は確保されるのか、充足されるのかということについて。また、教室の配置については、他の児童生徒とできるだけ顔を合わさないような配慮もされているのか、環境整備についてお伺いいたします。

加えて3点目、箱だけ整っても、新しいところを学習する際には、やはり自力で本を読んだりするだけでは理解できないところもあると思います。タブレット学習、あるいはそれに伴うネット環境、また学習を支援するための人員配置、そういったサポートの体制は整っているのか。整っていなければ意味がないものになってしまいますので、その点、どのようになっているのかお伺いさせていただきます。

次に、一般質問に移ります。

消防の救急活動状況についてお伺いいたします。

昨年12月29日、東京都あきる野市において、東京消防庁の救急車が横転するという事故が報道されました。後に、救急車を運転していた隊員は、前日から17時間休みなしに7件連続の出動を繰り返し、午前1時50分、出張所へ戻る途中に事故を起こしたということになっておりまして、これは、長時間の休みなしの勤務が事故の要因の一つであるとされております。幸い隊員は軽症であり、市民が巻き込まれることはありませんでしたが、全国的にコロナ禍で救急車の出動回数が増加し、長時間の活動が常態化している現状が浮き彫りとなりました。

市民の命を守るためには、日々使命感を持って活動している隊員が疲労こんぱいを要因として事故を起こしてしまつては、まちの安全を守ることは到底できなくなってしまいます。今治市の状況を見ておりますと、今治市消防本部がまとめた火災・救急・救助統計（令和4年度版）では、救急車の出動回数は、人口が減少しているにもかかわらず、増加傾向にあります。このことは、12月議会でも野間議員が指摘されておりましたが、令和3年度は出動回数7,969件、搬送人員が7,557人。令和4年度では、出動回数が9,158件、搬送人員が8,688人となっております。

令和3年度と比較しますと約15%も増加しているという状況であります。これは、東京都で発生した事案が決して対岸の火事ではないということを意味しているのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

1番目に、コロナ前と比べ、感染対策にも気をつけながら救急対応をしなければならず、その対応には時間もかかり、大変であるということが推察されますが、今治市の消防救急隊では、具体的にどのような対策をされているのかお伺いします。

2番目に、救急体制の現状について、全国的にこのような状況の中、市民の安心・安全を担保するためには、まず隊員の心身の健康も守っていかなくてはなりません。今治市の救急体制は、現在どのような状態になっているのかお伺いします。

以上、質問いたします。

○木村文広議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 達川議員の消防に関する御質問のうち、救急体制の現状についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、ここ数年は本市の救急出動件数が大幅に増加するなど、非常に厳しい状況でございました。こうした中で、消防職員は昼夜を分かたず、強い使命感を持って懸命に業務を遂行しております。昨年は、パワハラ事案等の不祥事もございましたが、ほとんどの消防職員、消防団員の皆さんは、市民の安全を守るため、日々頑張っており、改めて敬意を表したいと存じます。

お尋ねの2番目、本市の救急体制の現状でございますが、貴い人命を守る救急隊員にとって、1分1秒でも早く現場に到着し、観察・処置を開始することが最優先事項であります。令和3年の本市救急隊の119番通報から現場到着までの平均所要時間は8分12秒となっております。これは、愛媛県内自治体の中では東温市に次いで第2位の早さでございます。この要因としましては、救急要請時における通信指令員の的確な聞き取りと迅速な出動指令、そして救急隊による的確な救急車両等の運行など、それぞれの連携がかみ合った結果であると考えておりまして、今後も、事案発生通報から現場到着までのプロセスの重要性を消防全体で常に認識するとともに、日々訓練を重ね、より一層市民に寄り添う救急体制を構築してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対応については、今治市医師会、救急当番病院などの献身的な御協力もあって、医療逼迫の状態から徐々に落ち着きを取り戻してきておりますが、救急搬送体制につきましても、通常の救急事案以上に、感染者への心のケアも含めたきめ細かな対応に努めているところでございます。

さらに現在、医療資源の有効活用、潜在的な重症者の早期発見や搬送など、症状に応じた適切な救急医療体制の構築を図るため、愛媛県内全域で救急安心センター事業、いわゆる#7119の準備を進めておりまして、夏頃には運用が開始される見込みでございます。このサービスは、通報者から電話相談を受けた医療従事者が症状を聞き取った上で、その緊急度を医学的

観点から判断し、助言するもので、傷病者や家族等の不安を取り除くばかりか、救急車の適正利用や医療機関の受診の適正化につながるほか、救急件数増加の抑制が図られるものと期待しております。加えて、救命率の向上を目的とする今治AEDステーション事業を新たに実施することといたしており、今治市内の民間事業所等に設置しているAEDをフル活用させていただけるような仕組みも考えております。

なお、職員のプライバシー保護などを含めた職場環境改善の一環として、新年度には、中央消防署、西消防署菊間分署等の仮眠室の個室化を実施する予定です。また、消防職員のパワハラ対策としては、各種研修の強化や外部相談窓口の新設などに取り組んでいるところでございまして、組織を挙げて、市民に寄り添った質の高い救急体制を構築してまいります。

その他の御質疑、御質問につきましては関係理事者から答弁させることといたします。

○福田吉三郎消防長 達川議員御質問の消防の救急活動状況についての1番目、コロナ禍における救急対応について、私からお答えいたします。

議員も御確認されておりますように、令和4年中の救急出動件数は過去最高値の9,158件で、前年に比べ1,189件増加、1日平均25件出動し、市民の17人に1人を搬送したことになります。

このように、救急出動件数が増加し、過去最高値となった要因として、感染防止対策の行動制限が緩和され、社会活動の活発化に伴い、人流が増加したことと、新型コロナウイルス感染症による感染関連者の増加によることが考えられます。このような中、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者の状態が悪化した場合の受入先を確保するため、今治市医師会が日勤時間帯にファーストタッチ担当医療機関を定められたことにより、スムーズな搬送体制が構築され、今治市内の医療機関の負担軽減と自宅療養中の感染者の安全・安心の確保につながっております。

また、消防本部では、高齢化の進行による救急需要の増加や新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度当初、愛媛県内で初めて日勤救急隊を創設し、救急件数が集中する昼間の時間帯の救急出動体制の強化を図りました。このことにより、夏場の第7波は大きなトラブルもなく、市民の皆様の御期待に応えることができたものと実感しております。

しかし、冬場を迎え、第8波による爆発的な感染拡大を受け、これまでにない救急件数の増加が年末年始にかけて予測されたことから、臨時で救急隊を1隊増隊いたしました。その結果、救急需要の逼迫はあったものの、全職員が一丸となり、市民を守るという強い責任感の下、対応に当たり、無事に乗り切ることができました。

救急隊は、新型コロナウイルス感染症に対し、万全な感染防止対策の下、救急対応に当たっております。例えば、通常の救急対応時よりもワンランク上の装備を行い、感染者を搬送する際には分厚いビニールで隔離することができるアイソレーションフードを設置し、ウイルスの拡散防止に努め、さらに搬送後には、オゾンガスやオゾン水発生装置を利活用し、救急車内や

隊員の感染防止対策を行うなど、常に感染危険と隣り合わせの状況の中、市民の命を守るため、緊張感と高い危機意識を持ち、全身全霊で活動に当たっているところでございます。

今後、アフターコロナに向け、動き出す中にありますが、気を緩めることなくしっかりと備えを講じ、真に必要とされている傷病者へ迅速な救急サービスが行き届きますよう、市民の皆様には引き続き救急車の適正利用についてお願い申し上げますとともに、度重なる救急出動による職員の体調管理にも留意しながら、今治市消防として一丸となり、厚く強い使命感を持って、市民の命と安全・安心な日常を守り続けてまいります。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 達川議員御質疑の議案第9号「令和5年度今治市一般会計予算」についての1番目、歳出10款1項3目登校促進事業費、歳出10款2項1目施設管理費、歳出10款3項1目施設管理費のうち、不登校対策について、私からお答えさせていただきます。

まず、1点目の事業概要についてでございます。

教育委員会としましては、今治市教育大綱の重点方針に掲げております「誰一人取り残すことのない学びの実現」を目指し、これまでに、愛媛県指定の校内サポートルーム設置事業を中学校1校で、本市独自の愛と心をつなぐ不登校対策事業を小学校2校、中学校2校で実施し、不登校またはその傾向にある児童生徒に対する支援の幅を広げる実践研究に取り組んでまいりました。こうした不登校対策事業では、教室に入ることが難しい児童生徒を支援するための別室を開設するなどし、今年度約60名の児童生徒が支援を受けております。この事業の支援を受けた多くの児童生徒の登校状況が改善しております。このことから、来年度は事業を拡充し、新たにモデル校以外への別室の整備及び不登校対策支援員の配置をすることで、さらに不登校支援を充実させるため、今議会において、必要な予算を計上させていただいております。

次に、2点目、環境整備についてでございます。

今回の計画では、全ての学校において、不登校またはその傾向にある児童生徒の学びを保障する場として、別室に空調設備を整備いたします。また、別室の配置や運営方法については、これまでの実践研究校の取組成果等を参考に、児童生徒が少しでも学校に足が向きやすいように最大限配慮し、児童生徒一人一人の状況に応じて、タブレットによるオンライン学習やプリント等による補充学習等、幅広い支援を行う体制を整えたり、中学校においては電子黒板を整備したり、より充実した学習支援を可能にしたいと考えております。

3点目、人員配置についてでございます。

中学生は、中1ギャップなどの影響もあることから、全ての中学校に支援員を配置することで、不登校の未然防止や早期対応に取り組んでまいりたいと考えております。また、これまでの小学校2校のモデル校についても引き続き支援員を配置し、小学生の発達段階に応じた支援の在り方について実践研究を継続してまいりたいと考えております。併せて、教職員だけでなく、支援員や相談員、学習アシスタント等が連携しながら、誰一人取り残すことのない教育を

実現することが大切です。

私のこれまでの学校現場での経験から、配慮を要する児童生徒のために、教職員が一丸となって関わるのが重要であると考えております。このことが、児童生徒、保護者・地域に信頼される教育環境を整えることになると確信しております。これからも、不登校またはその傾向にある児童生徒一人一人が温かい支援を受け、自信を取り戻し、将来的な社会的自立につながるよう、愛媛県教育委員会とも連携を密にして、児童生徒支援体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○木村文広議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○達川雄一郎議員 議長。

○木村文広議長 達川雄一郎議員。

○達川雄一郎議員 不登校児童生徒を取り巻く環境というのは、やはり年々変わってきていると思います。それが、子供たちが減っているにもかかわらず増えているという状況にも表れているのではないのでしょうか。学校にせつかく来ようと思っても、エアコンがない、夏暑い中、あるいは寒い中であれば、今はもうそういう環境は整っているわけですから、そこらを改善するという事は非常に大事なことでありますし、先ほども申し上げましたけれども、1人で勉強するという事は、なかなか新しい分野、特に難しいと思いますので、先ほど答弁の中にもありましたけれども、インターネットを使ったサポートであったり、あるいは人によるサポートであったりと、そういった環境があるということは非常に大事なことであります。

これからまたいろいろな問題等々も起こってくるかと思っておりますけれども、常に改善をしながら、子供たちに寄り添っていきける、そういった教育環境をつくっていただきたいなど、私もこれからも注視させていただきたいと思っております。

次に、消防なんですけれども、やはり不祥事があって士気が下がってしまっている中で、特にこの新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけて、たくさん使命感を持たれている方々が疲弊してしまっている現状があると考えます。救急車の台数があればいいというものではなくて、やはりそこで働いている方々が1人倒れてしまうと、チームで活動していますから、当然ほかの方にも負担が行ってしまうと。それが連鎖を生んで、負の連鎖になってしまえば、これは全く意味がないと考えております。

呼ぶ側についても、重病だと思って呼んだ、それで軽症であったと、これはいいかもわからないし、逆に重病なのに呼ばなかったということで、命に関わるような状態になったということがあってはなりませんけれども、他市の事例等を見ておきますと、タクシー代わりに呼んでいるという報道も散見されます。そういった適正利用についても、市民の方々にもお願い

していかなければなりませんし、本当に必要な方が使える、そういった救急車の体制というものを今後も構築して行っていただきたいということを述べさせていただきます、質疑、質問を終わらせていただきます。

○永井隆文議員 公明党の永井隆文です。通告に従いまして、質疑、質問を行います。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

まず初めに、議案第9号「令和5年度今治市一般会計予算」について、歳出2款1項7目国家戦略特区推進費のうち、12節オンデマンド型交通運行委託料について伺います。

この1月30日より、大三島の上浦町と大三島町の一部地域において、オンデマンド型交通、チョイソコおおみしまが愛媛県主体で実証運行されております。4月以降は今治市で事業継続されるということですが、その事業内容と現状についてお尋ねいたします。

次に、歳出3款1項1目避難行動要支援者避難支援対策事業費、12節避難行動要支援者個別避難計画作成業務委託料について伺います。

これまでも、避難行動要支援者名簿の作成に伴って、個別計画の策定にも取り組まれておりますが、これまでと何が違うのか、本事業の内容についてお尋ねいたします。

次に、障害者や高齢者の選挙での投票支援について質問させていただきます。

令和3年第6回定例会で、高齢者や障害者に優しい投票所の環境整備について質問をさせていただきました。その中で、直近の衆議院選挙では、代理投票制度を利用して投票された方が164名おいでになったとのことでありました。思いのほか多くの方々がこの代理投票制度を利用されていると感じるとともに、この制度自体を知らない方であったり、知っていても、制度を利用することを面倒、負担に感じて投票に行かない方々も大勢いらっしゃるのではないかと強く感じたわけでありました。

18歳以上の全ての国民が選挙で投票する権利を持っております。選挙権があっても行使できず、投票行動に参加できない方々もおいでになります。例えば、知的障害者の方であったり、身体に障害を持った方々でございます。郵便投票制度もありますけれども、対象者は、一部の障害者の方や、要介護5の方に限られております。こうした方々にとりましては、投票するまでのハードルは、健常者に比べれば格段に高いことは確かであります。投票所のような場所に1人でいるとパニックのような状態になってしまったり、投票所のスタッフにうまく説明できずに諦めてしまったり、選挙のたびにまた説明しなければならないことを負担に感じて、選挙に行くことを初めから諦めていらっしゃる方もおいでになります。

そこで、こうしたハードルを低くするために役立つのがこの選挙支援カードと言われるもので、実際に多くの自治体でも導入されております。

例えば、札幌市で導入されている選挙支援カードは、大きさはA4サイズで、このカードには3つの質問が書かれています。まず1番目に、会話ができる、メモができる、指さしができるのどれかを選び、丸をします。次に、2番目では、投票所内の道案内が必要か、3番目では、自分で投票用紙に書くことができるかという質問に、それぞれ、「はい」か「いいえ」で答えます。質問1でどのようなコミュニケーション方法がよいかを伝え、質問2では、付添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに、質問3で代理投票の申請を希望するかどうかを伝え

られるようになっていきます。選挙支援カードは前もって記入し、投票所に持参し、スタッフに提出します。

この選挙支援カード作成のきっかけは、当事者の声で、知的障害がある子供とその代表を支援する札幌市手をつなぐ育成会の提案で生まれたとのことでもあります。発案に携わった1人、札幌市手をつなぐ育成会の事務局長の話では、自分の息子は自閉症で、順番に並んだり、1か所にとどまって待ったりするような行動は苦手です。一々説明しなくても、手伝ってほしいことがすぐに分かってもらえたら、どんなに気持ちが楽だろうかと思いました。障害がある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいか考えてできたのがこのカードだったんですとのことでもあります。選挙管理委員会に選挙支援カードを提案してみたところ、すぐにこの導入が決まり、カードは、書く人も見る人も使いやすいような簡潔な内容を目指したそうです。導入以来、選挙支援カードを使って投票し、パニックのような状態にならず、投票を諦めて、途中で帰ってしまうこともなく、カードで支援が必要なことを伝え、投票所のスタッフに付き添ってもらって1票を投じているということでもあります。これまでの知的障害者の方であったり認知症の方々の投票というのは、不正防止の観点からも、むしろ結果的に投票することが難しいと判断される方向に仕向けられている状況もありました。しかし、これからは、どうすれば投票をしてもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票ができる仕組みづくりに重点を置いていくべきだと考えます。

そこで質問ですが、この選挙支援カード導入について、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、手話言語条例について質問させていただきます。

手話言語条例につきましては、令和元年第4回定例会において谷口議員も質問されております。そのときの答弁では、聴覚障害者の自立と社会参加を促進する上で、手話の重要性を十分認識しており、今後とも、手話の普及にしっかりと努めながら、他の自治体の動向を注視してまいりますとのことをございました。最近では、テレビ報道などでも手話通訳付きの会見が行われている場面をよく目にするようになりました。本市での市長記者会見でも手話通訳付きで行われております。過去には、偏見や差別によって、意思疎通の手段である手話を使うことが制約され、障害者の尊厳が深く傷つけられた時代もありましたが、手話で話すことが当たり前の風景として受け止められるようになってきたことは、手話が言語であることが少しずつでも理解が進んできているものと感じるところではあります。

手話とは、日本語を手や指、また体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持った言語であります。2006年12月に国連で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）で、手話は言語であると定義されました。これは、手話が音声言語と同じように、言語として国際的に認知されたことを意味します。日本でも、2011年に障害者基本法の改正法、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、2013年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、こうした国内法の中で、言語に手話を

含むことが明記されるなどの法的整備がなされたのを受けて、2014年1月に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）に批准をされております。手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と普及、手話言語が使いやすい環境整備を進め、聞こえない、聞こえにくい人と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現していくためにも手話言語条例が必要であります。2013年10月に鳥取県が全国の自治体で初めて手話言語条例を制定して以来、この全日本ろうあ連盟のホームページのデータによれば、全国で34の都道府県、17区、328市、84町、3村の計466自治体で手話言語条例が制定されております。しかしながら、全国で唯一、愛媛県内の自治体は手話言語条例が制定されておられません。

そこで質問ですが、1番目に、手話に対する理解促進と普及のためのこれまでの本市の取組についてお尋ねいたします。

2番目に、手話言語条例制定に対する本市の考えについてお伺いいたします。

以上です。

○木村文広議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 永井議員御質疑、御質問のうち、手話言語条例についてお答えさせていただきます。

先月、しまなみひうち聴覚障がい者協会が中心となり、今治市障がい者団体連合会が主催する形で上映されました「咲む」という映画を鑑賞させていただきました。聴覚にハンディキャップのある女性が様々な社会的な障壁を乗り越え、活躍する姿が描かれた内容で、改めて聴覚障害者が取り巻く社会について考えさせられ、また学ぶことのできた大変貴重な機会となりました。

お尋ねの1番目、手話に対する理解促進と普及のためのこれまでの本市の取組についてでございます。

本市では、これまで、手話通訳者及び要約筆記者の育成を目的に、身体障害者奉仕員養成事業を実施しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したものの、再開後の令和3年度受講者の数は、手話奉仕員養成講座が20人、要約筆記奉仕員養成講座が5人となっております。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を目的とした意思疎通支援事業も実施しており、令和3年度の派遣利用実績は1,475件となっておりますほか、市役所内に専任の手話通訳者を1名配置し、聴覚に障害のある方々への窓口業務に当たっていただいております。私の記者会見におきましても、手話通訳に加え、手話が理解できない難聴の方のために、発言内容を文字情報にしてホームページに掲載させていただいております。

さらに、今月1日から、本庁と支所間をつなぐオンラインの相談窓口を開設しており、島嶼部等の遠隔地にお住まいの手話を必要とされる方でも、本庁の手話通訳士がオンラインで参加することにより、円滑に意思疎通が図れるような取組も開始したところでございます。

次に、2番目の手話言語条例制定に対する本市の考え方についてでございます。

手話が言語であることは障害者基本法において明記されており、手話の重要性については十分に理解が深まっていると考えておりますが、聴覚に障害がある方にとって、必要とされるコミュニケーションの方法は、手話以外にも筆談や口話、補聴器などがあり、さらに最近では、音声の文字変換アプリ、あるいはデジタルサイネージなど、様々なものが提供されているなど、個人のニーズに寄り添った多様な対応が必要となってきました。

私は、長く障害者団体の皆様と活動を共にし、意思疎通に御苦勞される方々をはじめ、自分らしい生き方を願う多くの御意見をお伺いしております。障害の有無、程度にかかわらず、全ての人がその人らしく生きていくため、円滑なコミュニケーションは欠かせません。日本全国のまちづくりにおいて、この件について先進的な取組をしているところもございます。

私は、最近のことではありますが、今から3年前、東京都国立市内に開設してございますスターバックスコーヒー国立店。こちらは、日本初のサイニングストアと伺っております。サービスする側、サービスを受ける側が聞こえる方と聞こえない方が共生しております。そして、その店舗の存在が国立市内に波及しているという取組に大変感銘いたしました。多種多様な価値観の下、誰もが尊重され、活躍できる社会を目指すことが求められている時代を迎え、永井議員御提案の手話言語条例がよいのか、あるいはもう少し幅広く捉えて、障害のある方々を含めた誰にでも優しいまちづくりを進めていく中で、例えば鎌倉市の共生社会の実現を目指す条例のようなものがよいのかも含めて、今後、議論を深めていく必要があると思っております。

来年度は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画といった今治市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本計画の策定年度となります。計画策定段階において、障害者団体等に対するヒアリングを実施するなど、丁寧に御意見をお伺いするとともに、共生社会の実現に向けて、既存施策の拡充や新たな施策の展開にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質疑、御質問につきましては関係理事者から答弁させることといたします。

○森 聖二総合政策部長 永井議員御質疑の議案第9号「令和5年度今治市一般会計予算」についての1番目、歳出2款1項7目12節オンデマンド型交通運行委託料についての1点目、オンデマンド型交通運行の事業内容と現状についてに関しまして、お答えさせていただきます。

今年の1月30日から、上浦町及び大三島町の一部地域において、オンデマンド型交通サービス、チョイソコおおみしまの運行を開始してございます。チョイソコおおみしまは会員制の乗り合い送迎サービスで、会員の御自宅近くの停留所から行き先の停留所まで、複数の乗客を乗り合わせで送迎するもので、バスとタクシーの中間のようなサービスでございます。また、あらかじめ時刻表や路線を定めないフルデマンド型と言われるサービスであり、好きな時間に運行エリア内の停留所を自由に移動することができます。運行エリアは、上浦町の全域と大三島町の宮浦地区、台地区の一部となっております。運行時間は毎日8時から15時まででございます。運賃は、1回の乗車で、中学生以上の大人料金が400円、子供料金が200円ですが、65歳以上の

高齢者、障害者手帳をお持ちの方、運転免許証を自主返納された方も200円で御利用いただけます。利用するには、事前に会員登録をしていただく必要があります、2月末時点での会員登録者は244人となっております。そのうち、運行開始以降、実際に利用されたことのある会員数は39人で、1日当たりの利用回数は平均3件から4件でございます。利用者の多くが高齢者の方ですが、これまで交通空白地であった上浦町盛地区から町内の商業施設への買物に利用されているなど、新たな外出需要が創出されており、高齢者の健康増進にもつながるものと期待いたしております。

なお、この事業は、今年度、愛媛県が国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、実証運行として導入したもので、令和5年度以降の運行につきましては、今治市が経費を負担することとなっております。今後は、このチョイソコおおみしまが大三島島内の持続可能な地域の交通手段として定着するよう、利用促進と利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○木原元喜健康福祉部長 永井議員御質疑の議案第9号「令和5年度今治市一般会計予算」についての2番目、歳出3款1項1目12節避難行動要支援者個別避難計画作成業務委託料の事業内容に関しまして、私からお答えさせていただきます。

個別避難計画につきましては、これまでも作成してまいりましたが、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、従前の支援協力者などの情報に加え、新たに避難場所への経路や、避難に際し、つえなどの歩行補助器具の必要性、ふだん服用している薬の有無並びに避難所での食事や排せつなど、特に配慮しなくてはならない情報の把握が必要となりました。

令和5年度の個別避難計画の作成においては、自力での避難が困難な要介護3以上の方や障害者手帳1級、2級をお持ちの方など、支援の必要性が高いハイリスク層の方から優先して個別避難計画を作成いたしたいと考えております。そのため、避難行動要支援者の状態や地域の状況をよく理解し、ふだんからその方の介護や障害者サービスに携わっている介護支援専門員や相談支援専門員に個別避難計画作成業務を委託しようとするものでございます。

個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守ると同時に、避難行動要支援者の家族や地域の方が安心して生活をするために、非常に大事な計画でございます。誰一人取り残さないという思いで、今後、計画づくりを早急に進めてまいります。

以上でございます。

○安永義昭選挙管理委員会委員長 永井議員の御質問の障害者や高齢者の投票支援についての選挙支援カードの導入について、私からお答えさせていただきます。

お1人で投票用紙に文字を記入することが困難な方や介助が必要な方に対しては、選挙事務従事者2名が代理投票などの補助を行っているところです。しかしながら、中には、初対面の人に助けを求めることのできにくい方や、うまくコミュニケーションを取ることができにくい方がいらっしゃると思います。

議員御発言の選挙支援カードは、選挙人の方が投票する際に必要とするサポートを事前に記入していくことで、投票手続が非常にスムーズに行えるとともに、投票をサポートする側にとりましても、簡潔かつ適正に行うことができるため、大変有効な支援手段でありますことから、早速、来月9日執行予定の愛媛県議会議員選挙から選挙支援カードを導入することとし、準備を進めてまいります。

また、投票所におけるよくあるお問合せやお困り事について、イラストや文字で記載したコミュニケーションボードを併せて導入し、さらなる選挙人との円滑なコミュニケーションを図ってまいります。

導入に当たりましては、広くカードの存在を知っていただくよう、今治市ホームページやSNSへの掲載、障害者団体への周知についても積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○木村文広議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○永井隆文議員 議長。

○木村文広議長 永井隆文議員。

○永井隆文議員 まず、オンデマンド型の交通運行につきまして、先ほど答弁にもございましたように、登録者が244名ということで、大変関心の高さがうかがえるわけでございます。先ほど理事者からも答弁いただきましたように、この移動手段の確保とともに、高齢者への外出機会の創出による健康寿命の延伸、また地域経済の活性化も目的としているということでございます。ぜひ、今後とも利用促進を図りながら、そうした地域に根差した交通サービスとなりますように、しっかりとまた取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、避難行動要支援者個別計画の作成につきましても、先ほど、ふだんから障害者や介護の支援に携わっている福祉専門員の方々が携わって、この避難行動要支援者個別計画についても進めていくということでございます。より実効性のある個別避難計画を作成していただきまして、実際に災害があったときに、要支援者へのしっかりとした救援行動につなげていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、この選挙支援カードにつきましては、先ほど、今回の愛媛県議会議員選挙から導入をということで答弁をいただきました。大変迅速な対応に、まず感謝申し上げたいと思います。加えて、このコミュニケーションボードについても設置をしていただけるということでございます。当事者の皆様にとりましては、少しでもそうした投票することへの負担の軽減がなされて、大切な1票へとつながっていくと感じております。そのためにも、ぜひ愛媛県議会選挙まで、もうあまり日もございませんけれども、この選挙支援カードであったり、このコミュニケーションボードにつきまして、こうした投票支援を必要としている方々にしっかり活用していただけますように、市民の皆様への周知であったり、また実際に対応される職員の方々に

もしっかりと理解を深めていただいて、スムーズな対応ができますように、御協力をお願いしたらと思います。

最後に、手話言語条例についてでございます。様々市長からも答弁をいただきました。聴覚に障害がある方でも、当然のことながら、コミュニケーション方法というのは様々でございます。当然、手話ができない方もおいでになります。聴覚障害者にとりまして、そうしたコミュニケーション環境をしっかりと充実したものにさせていただきたく、今後も、関係団体、また当事者、市民の皆様との連携をしっかりと深めていただいて、より、そうした共生社会に向けての充実した条例に向けて、前向きにまた取組を進めていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。